

北島町ネーミングライツ事業実施要綱を次のように定める。

平成27年5月1日

北島町長 古川 保博

北島町要綱第15号

北島町ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北島町が管理する施設の名称(通称名)を命名する権利を、事業の目的に賛同する企業・団体等(以下「パートナー企業」という。)に付与することで、本町の新たな財源を確保し、もって地域経済活動の活性化に寄与することを目的にネーミングライツ制度を導入し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 ネーミングライツ事業は、各施設の通称名を命名する権利をパートナー企業に付与し、その収入を各施設の維持管理費に充当して、町民の安全・安心に資するために実施するものである。

(ネーミングライツ事業の範囲)

第3条 ネーミングライツ事業の対象は、町が管理する施設(別記)の通称名(愛称名)の命名権とする。

(パートナー企業の範囲)

- 第4条 パートナー企業及び施設の名称(通称名)については、以下の条件を満たすものとする。
- 2 パートナー企業の業種及び施設の名称が、北島町広告掲載要綱第3条の規定を準用したものに反しないこと。
 - 3 施設の名称が施設名称としてふさわしく、利用者に混乱を生じさせないものであること。

(募集方法)

第5条 ネーミングライツ事業のパートナー企業の募集方法は、原則として公募により行うものとする。

(契約期間)

第6条 ネーミングライツ事業の契約期間は概ね5年間とする。ただし、町及びパートナー企業双方の合意により更新することを妨げるものではない。

(契約金額)

第7条 契約金額は、募集の都度定めるものとする。

(選定方法)

第8条 ネーミングライツ事業の契約の相手方の決定及び名称についてはネーミングライツパートナー審査委員会（以下「委員会」という。）において、契約金額、パートナー企業の業種等の要素を判断して選定を行うものとする。

(審査委員会)

第9条 委員会の会長は副町長を持って充て、その他の委員は別表の職にあるものを委員として組織する。また委員の任期は、4月1日より3月31日までの1年とする。

- 2 会長は、委員会を招集し、その会議を主宰する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員がその職務を代理する。
- 4 会長は必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 5 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(協定)

第10条 ネーミングライツ事業の実施にあたっては、パートナー企業と町は別に定める協定書を締結するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別記（第3条関係）

1. 北島北公園総合体育館
2. 北島町温水プール

別表（第9条関係）

所 属	役 職 名
総務課	総務課長
建設課	建設課長
下水道課	下水道課長
生活産業課	生活産業課長
出納室	出納室長
税務課	税務課長

住民課	住民課長
保険福祉課	保険福祉課長
民生児童課	民生児童課長
議会事務局	議会事務局長
教育委員会事務局	教育委員会事務局長
水道課	水道課長